

# 令和 6 年度 水 質 検 査 計 画

## 【 水質検査計画とは 】

水質検査の適正化を確保するため、水質検査の項目及び検査頻度を定めたものです。  
黒松内町では、水質検査の適正化、透明性を確保するために検査項目や検査頻度等を明記した水質検査計画を策定いたしました。  
水道法に基づき、水質基準に適合する安全でおいしい水の供給に努めてまいります。



ブナ北限の里  
黒 松 内 町

## 目 次

1. 基本方針	1
2. 水道事業の概要	1～2
3. 水源の状況及び原水浄水の水質状況	2
4. 水質検査項目及び検査頻度	2～3
5. 採水場所	4
6. 臨時の水質検査	4
7. 水質検査の方法	5
8. 試料の採取及び運搬	5
9. 水質検査計画及び検査結果の公表	5
10. 水質検査結果の評価及び水質検査計画の見直し	6
11. 関係機関との連携	6
12. PFOS 及び PFOA の検査実施について	6

### 【 参考資料 】

- ◆ 法令に基づく水質検査項目及び基準頻度
- ◆ 過去3年間の黒松内町簡易水道浄水水質検査結果
- ◆ 黒松内町簡易水道原水水質検査結果

## 1. 基本方針

黒松内町では、供給する水道水が定期水質検査において、水質基準に適合していることを遵守するため、水質検査計画により計画的に水質検査を実施します。

また、臨時に行う水質検査についても実施する要件等を明記します。

水質検査計画には、水道法施行規則第15条第3項に定めるところにより、水道事業者が行う定期水質検査について、採水場所、検査項目、検査回数及びその理由を記載します。

## 2. 水道事業の概要

地 区 名	市街地区	
計画給水人口	2,451人	
現在給水人口	1,994人（令和4年度実績）	
計画1日最大給水量	870.4m <sup>3</sup>	
実績1日平均給水量	746.2m <sup>3</sup> （令和4年度実績）	
水源名称・種別	朱太川水系黒松内川支流賀老川 河川表流水	
浄水方法	緩速ろ過	
使用薬品	原水前処理	粉末活性炭・ポリ塩化アルミニウム・苛性ソーダ
	浄 水	次亜塩素酸ナトリウム

地 区 名	白井川地区	
計画給水人口	187人	
現在給水人口	115人（令和4年度実績）	
計画1日最大給水量	128.6m <sup>3</sup>	
実績1日平均給水量	51.9m <sup>3</sup> （令和4年度実績）	
水源名称・種別	白井川1号井 地下水	
浄水方法	滅菌のみ	
使用薬品	次亜塩素酸ナトリウム	

地 区 名	中ノ川地区
計画給水人口	124人
現在給水人口	71人 (令和4年度実績)
計画1日最大給水量	184.0m <sup>3</sup>
実績1日平均給水量	31.8m <sup>3</sup> (令和4年度実績)
水源名称・種別	中ノ川1号井 地下水
浄水方法	滅菌のみ
使用薬品	塩酸・次亜塩素酸ナトリウム

### 3. 水源の状況及び原水浄水の水質状況

#### (ア) 水源の状況

市街地区の賀老川上流部は、工場排水やし尿排水などの汚染物質を排出する施設がないことから、良好な水源であるといえます。また、白井川地区及び中ノ川地区の水源地域一帯には汚染源となる施設等もなく、安全で安定した水源です。

#### (イ) 原水

市街地区の水質状況は、概ね良好ですが、降雨時や融雪時期の河川表流水は濁度や色度が上昇するため、水質基準を満たすよう原水の前処理を行っています。また、白井川地区及び中ノ川地区については、良質な地下水が確保されています。

#### (ウ) 浄水

浄水処理が適正に行われており、水質基準を満たしていることから、安全で良質な水であると言えます。

### 4. 水質検査項目及び検査頻度

#### 1. 浄水の検査頻度

過去の検査結果を踏まえ、多数の項目で基準値の10分の1以下を維持し、3年に1回にまで検査回数を減じることができそうですが、安心して安全な水を供給するため水質基準51項目の検査を行い、水の安全を確認します。

(ア) 基準51項目検査

水質基準項目[基1～基51]まですべての項目について年1回の検査を行います。

(イ) 省略不可能項目(9項目)検査

水質基準項目[基1、基2、基38、基46～基51]まで上記(ア)を含む年12回の検査を行います。

(ウ) 消毒副生成物12項目検査

水質基準項目[基10、基21～基31]まで、上記(ア)を含む年4回の検査を行います。

(エ) 臭気物質検査

水質基準項目[基42及び基43]の検査を藻類等の発生時期に合わせて上記(ア)を含む年4回の検査を行います。

(オ) 基準値の1/5超過項目検査

白井川地区は水質基準項目[基7ヒ素及びその化合物、基40蒸発残留物]を、中ノ川地区は、水質基準項目[基40蒸発残留物]を上記(ア)を含む年4回の検査を行います。

## 2.原水の検査頻度

水質基準39項目の検査を行い、水源の状況を把握します。

(ア) 基準39項目検査

水質基準項目、基21～基31まで、基48を除いた39項目の検査を年1回行いません。

(イ) クリプトスポリジウム対策検査

市街地区、白井川地区、中ノ川地区のクリプトスポリジウム汚染の指標菌検査(嫌胞菌及び大腸菌)を年1回行い、汚染のおそれを確認します。

また、市街地区については、クリプトスポリジウム・ジアルジア検査を年1回行い現状の把握に努めます。

## 5. 採水場所

基本的な採水場所は、給配水設備や施設の利用目的、状況を考慮して選定します。

地区名	種別	採水場所	選定理由
市街地区	浄水	黒松内町役場分庁舎 黒松内町黒松内 299 番地 1	水質状況の把握に適しているため。 安全性確保のため。
	原水	朱太川水系黒松内川支流賀老川 黒松内町旭野 150 番地 2	水源状況把握に適しているため。
白井川地区	浄水	白井川地区コミュニティセンター 黒松内町字白井川 8 番地 268	水質状況の把握に適しているため。 安全性確保のため。
	原水	白井川 1 号井 黒松内町字白井川 8 番地 141	水源状況把握に適しているため。
中ノ川地区	浄水	中ノ川地区生涯学習館 黒松内町字中ノ川 297 番地 1	水質状況の把握に適しているため。 安全性確保のため。
	原水	中ノ川 1 号井 黒松内町字中ノ川 205 番地 3	水源状況把握に適しているため。

## 6. 臨時の水質検査

臨時の水質検査は次のような場合に行います。

- (ア) 水源が著しく悪化したとき。
- (イ) 水源に異常があったとき。
- (ウ) 水源付近、給水区域及びその周辺において消化器系感染症が流行しているとき。
- (エ) 浄水過程に異常があったとき。
- (オ) 配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき。
- (カ) その他特に必要があると認められるとき。

## 7. 水質検査の方法び実施状況の確認

水質検査は、毎日行う検査を黒松内町建設水道課担当職員又は町から施設管理委託した事業者により行います。水質基準項目やその他必要な項目は、厚生労働大臣の登録を受けた検査機関に委託して行います。

水質検査の方法は、水質基準に関する省令の規定に基づく厚生労働大臣が定める方法により行います。

水質検査の実施状況及び精度の確認については、検査結果の根拠となる書類、精度管理の実施状況を確認します。

## 8. 試料の採取及び運搬

### (1) 試料の採取方法

試料の採水は黒松内町建設水道課の担当職員又は町から施設管理委託した事業者が行い、指定された採水方法により試料容器に採水し、採水日、採水地点、採水者、天候、気温、水温、残留塩素等を記録し試料の保冷が出来る運搬容器に収容封印します。

### (2) 試料の運搬方法

委託先の水質検査機関が所定の時間内に検査に着手できるよう速やかに搬送します。

## 9. 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画は、黒松内町建設水道課窓口及び黒松内町ホームページ内の行政情報提供ページ <http://www.kuromatsunai.com/> において公表します。また、水質検査結果については、建設水道課窓口で閲覧できます。

## 10. 水質検査結果の評価及び水質検査計画の見直し

検査結果の評価は、検査ごとの結果を水質基準値等に照らし合わせて行います。その結果、水質に異常が認められた時は直ちに原因究明を行い、安全で良質な水質を確保するために必要な対策を講じます。

また、水質検査計画については、水質検査結果や水質状況等に基づき、必要に応じて計画の見直しを行い、より一層充実したものにしていきます。

## 11. 関係機関との連携

水源等で水質事故が発生した場合は、北海道（倶知安保健所）、委託先の水質検査機関、近隣の水道事業体等と情報交換を行い、迅速な対応を図ります。

## 12. PFOS 及び PFOA の検査実施について

令和5年10月17日 厚生労働省健康・生活衛生局 水道課水道水質管理室「事務連絡」に基づき PFOS 及び PFOA の分析をすべての浄水で実施いたします。